

## 制限付一般競争入札心得

### 1 入札

- (1) 入札参加者は、業務仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書は、所定の様式（那覇市ホームページより取得）に必要な事項を記載し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。押印は、印鑑登録届出印を押印すること。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状（所定の様式を那覇市ホームページより取得）を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効とする。委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印された代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札執行回数は、3 回までとする。※入札書は 3 部準備すること。

### 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札、ただし、他の入札参加者の投函が始まるまでの間はこの限りではない
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 入札参加申込書提出の際に届出された、所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印といずれかが異なるとき
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (11) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (13) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (14) 郵送による入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

### 3 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、その落札は効力を失い、違約金として入札金額の 100 分の 5 を那覇市に納付しなければならない。

#### 4 落札者の決定

- (1) 入札の結果は、その場で読み上げて開示する。開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効に落札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

#### 5 入札の取りやめ等

入札参加者が談合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

入札参加者がいない場合には、当該業務委託の競争入札は実施しない。

#### 6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。